

未婚（非婚）の ひとり親調査

（暫定結果）

しんぐるまざあず・ふぉーらむ

本調査について

- 調査の意図

未婚（非婚）の出産によるひとり親と認知や親権や養育費については調査データが少なく、離婚後の共同親権あるいは養育費などに関し付随的に議論がされてきている。とはいえ、法改正に向けての議論で身分が大きく変わることが予想されるため、緊急の調査をし、未婚（非婚）の出産によるひとり親の意向と状況を把握に努めた。（さらなる把握が必要である）

- 実施日 2023年11月22日～24日

- 実施対象 NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむのメールマガジン会員（1万人）のうち、未婚で出産を経験したひとり親

- 方法 WEB調査による

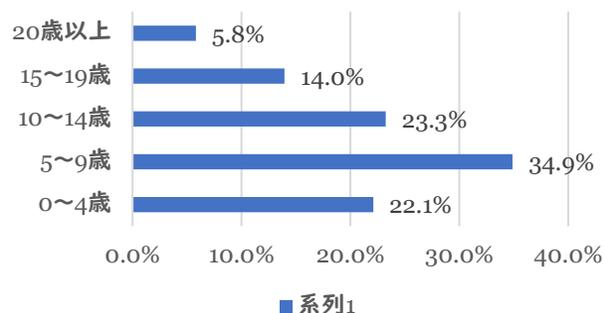
回答者のプロフィール

- 未婚（非婚）で出産し子どもを育てている女性 87人が対象
- 未婚（非婚）で出産したお子さんの人数 1人72人 2人13人
- 年間の就労収入 100万円～150万円26,4%であり経済的に厳しい状況ことがうかがえる。

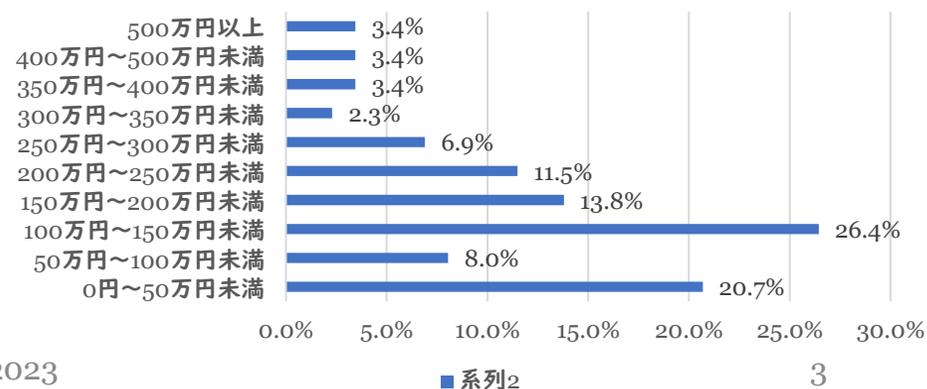
未婚（非婚）で出産したお子さんの人数



一番目の未婚（非婚）で出産したお子さんの年齢

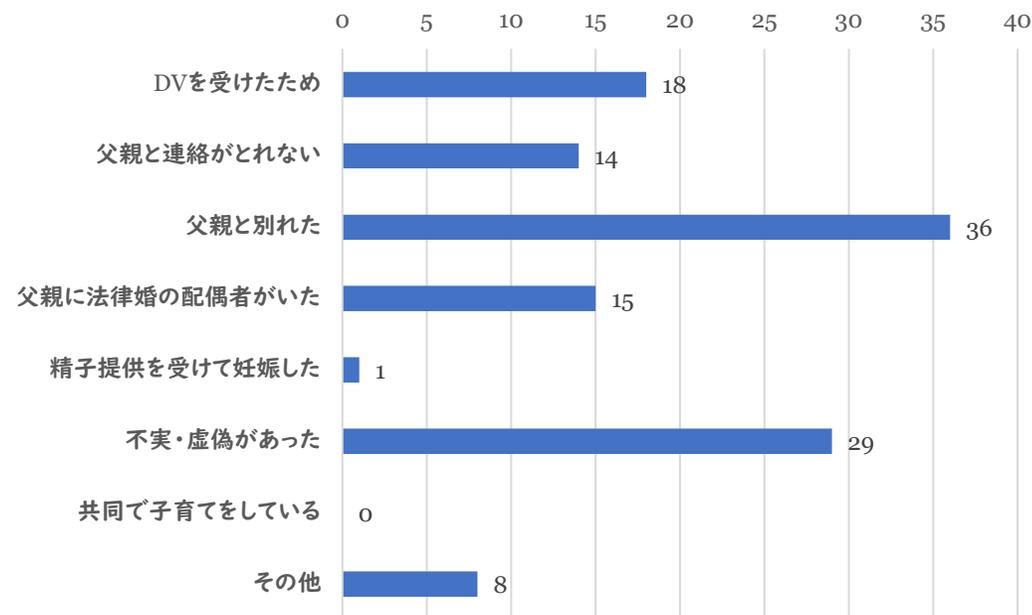


手当や養育費、年金を含まない年間の就労収入の合計額について



未婚（非婚）のひとり親になった経緯と認知の有無

あなたはどのような経緯で未婚(非婚)のひとり親になりましたか(複数回答あり)



DVを受けたため18人、父親に法律婚の配偶者がいた15人、父親と連絡がとれない14人などがあり、未婚（非婚）のひとり親になった経緯は多様であるのがうかがえる。

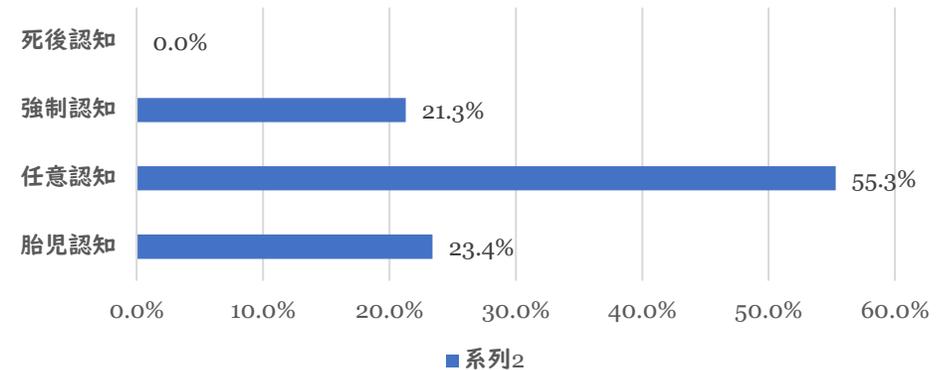
認知を受けている人は半数

任意認知が半数を占めるものの、強制認知、胎児認知も2割以上いる

お子さんは父親から認知は受けているか



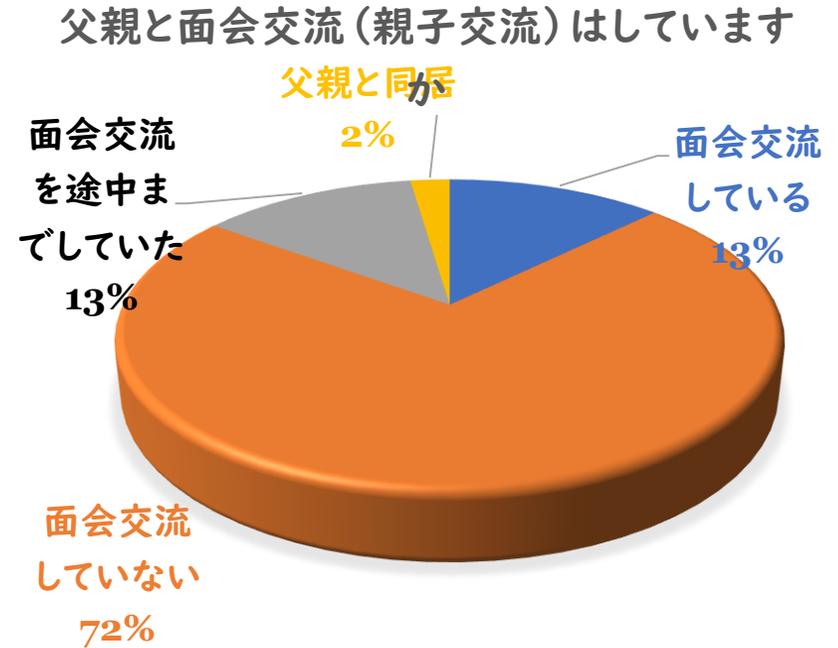
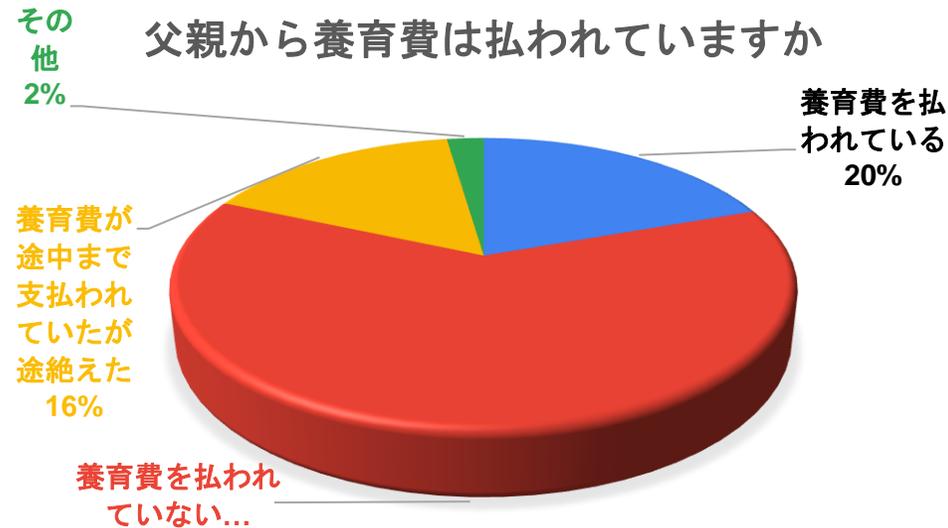
認知の方法はどのような手続きでしたか



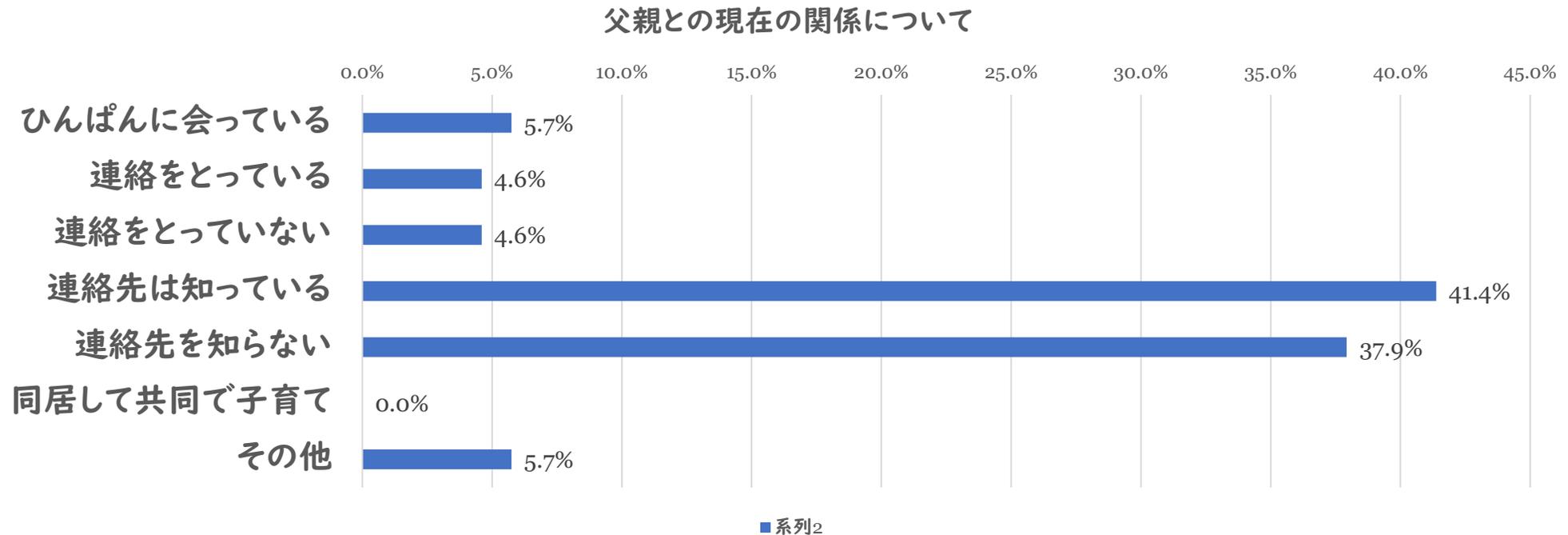
養育費と面会交流は2割以下

養育費が支払われているのは20%

面会交流している 13%

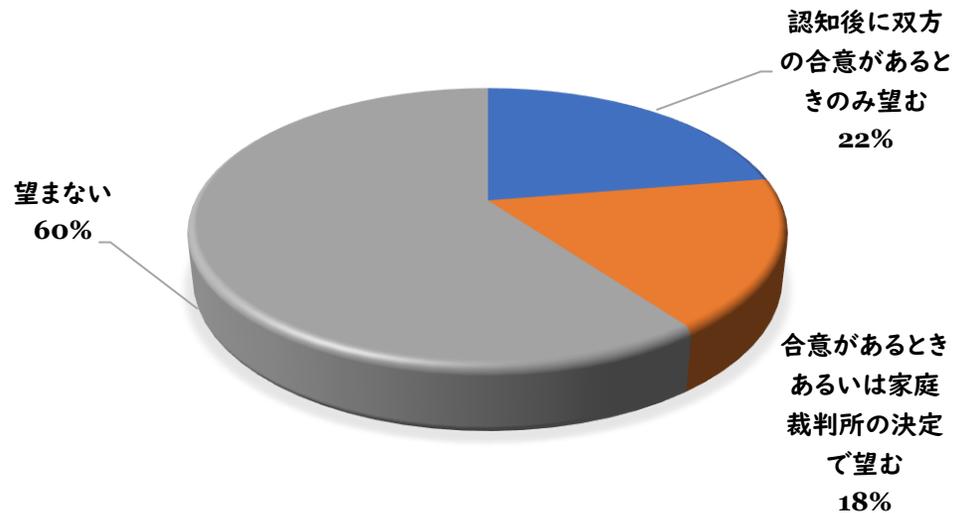


未婚（非婚）の親と子どもとの父親との関係



認知後に親が共同親権者になれる制度を望むのは4割（合意のみによるが2割）

未婚（非婚）で子どもを出産し 認知後に親同士が共同親権になることができる、そういう法改正を望みますか？



認知有無と共同親権制度の是非のクロス表 横%

認知の有無	認知を受けている	共同親権制度の是非			合計
		合意で望む	合意か家庭裁判所の決定で望む	望まない	
認知の有無	認知を受けている	11 23.9%	6 13.0%	29 63.0%	46 100.0%
	認知を受けていない	8 20.5%	9 23.1%	22 56.4%	39 100.0%
合計		19 22.4%	15 17.6%	51 60.0%	85 100.0%

認知を受けている人と認知を受けていない人で大きな差は見受けられない

DVの有無、面会交流の有無と共同親権

DVを受けたことがあるほうが共同親権を望まない数が多い傾向が見受けられる。面会交流があるほうが合意による共同親権を望んでいる人が多い傾向が見受けられる

DV有無と共同親権是非のクロス表 横%

	共同親権是非			合計
	合意で望む	合意か家庭裁判所の決定で望む	望まない	
DVを受けたことがあるか	2 11.1%	3 16.7%	13 72.2%	18 100.0%
受けたことがある	2 11.1%	3 16.7%	13 72.2%	18 100.0%
受けたことがない	15 23.1%	12 18.5%	38 58.5%	65 100.0%
合計	17 20.5%	15 18.1%	51 61.4%	83 100.0%

面会交流有無と共同親権是非のクロス表 横%

	共同親権の是非			合計
	合意で望む	合意か家庭裁判所の決定で望む	望まない	
面会交流の有無	5 45.5%	3 27.3%	3 27.3%	11 100.0%
面会交流している	5 45.5%	3 27.3%	3 27.3%	11 100.0%
面会交流していない	12 19.4%	8 12.9%	42 67.7%	62 100.0%
途中まで	2 20.0%	4 40.0%	4 40.0%	10 100.0%
父親と同居	0 .0%	0 .0%	2 100.0%	2 100.0%
合計	19 22.4%	15 17.6%	51 60.0%	85 100.0%

認知後の共同親権について

双方の合意のみ

形ばかりの共同親権のみを押し進めることには反対だが、共同養育を義務付けることは賛成。ただし、虐待加害に対する厳罰化と更生、子ども自身の意志を尊重するものでなくてはならない。

・合意なく強制的に共同親権となってもいいことは何もないので きちんとした話し合いをしてその上で双方の合意であればいいと思う

合意と家裁の決定

・立場が違えば望む人もいると思うから。その場合、男性側が合意しないことが考えられるので、家庭裁判所の存在は大きいと思う。

共同親権になる法改正を望まない

- ・DVを受けていて住民票のブロックもしているのに一緒に育てていきたいとは思いません
- ・妊娠を告げて墮胎を勧めてくるような人と共同親権者にはなりたくない
- ・相手が父親としての役割を果たさないなら親権は足枷になる場合があると思うから
- ・母子の命を守るため、子供の存在を悟られないよう逃げている。

よくわからない

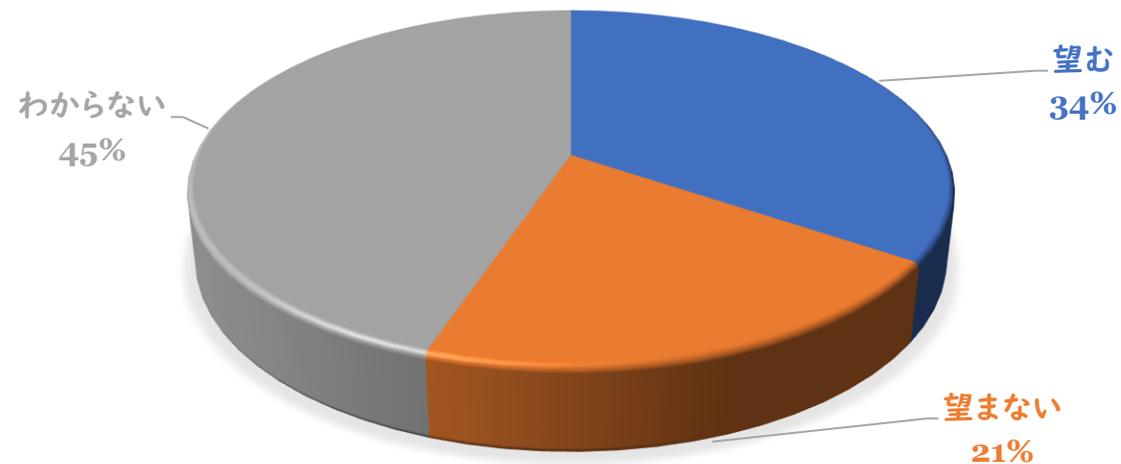
・共同親権について詳しくは知らないが、トラブルに巻き込まれたら嫌なので

法制度が問題

・認知が勝手に出せる状況なので、まず認知届が合意の下出せるようになることが先だと思うから

認知後に法定養育費が決まることを望むのは約3割で、わからない人が45%であった

認知後に、認知した父親に法定養育費が自動的に決まる制度を望みますか？



法定養育費について

賛成

- 責任を果たして欲しいから。少しでも自分が親だと自覚して欲しい
- 決まった所で確実に貰えないなら意味がない。認知～養育費の決定までも相当な時間と手間がかかったので自動的に決まったらありがたい

反対

- 認知自体が難しい。認知しなければ養育費が出ないとなると、現状と変わらないのではないか？
- それだとますます、認知してもらえないのではないか。

わからない

- 費用が決まっても強制的に払う義務がなければ払わない人が多数だと思う
- 妊した際に子供を望まなかった父親との関係を継続的に行う必要があるか分からない。
- 子供への責任として養育費は必要だとは思いますが、関わりを持つことでこちらの命や精神が危ぶまれる。父親としての責任を果たしていただかない方が私たち親子は安全な生活を送れる。

そのほかの声

- DVや浮気、借金逮捕歴が妊娠後に発覚しました。それならば戸籍に父親の名前がない方が子供にとって幸せだと思い認知もしてもらっていません。認知したとしても養育費が絶対支払われる訳でもないし、という思いなので、これからも認知してもらうこともないです。
- 未婚であった故、元パートナーからの嫌がらせから、早い段階で逃げるのができ安心した環境を作ってあげられていることはよかったとおもっています。
- 子供が生まれてから大変なこともあったけど、子供の父親が関わることは望みません。子供を精神的に苦しめること母親を苦しめようという性質の悪い人もいます。そんな人から子供を守るためにひとり親を選んだのです。変化は望みません。そっとしておいてほしいです。

そのほかの声

- 私の場合は、子どもがいてくれてとても幸せです。一つ、気になるのは戸籍に、やはり父がいないこと。子どもが、結婚や何らかの形で、戸籍を見たとき、悲しい気持ちになるのではないかと思うと辛い。そうならないよう母でもあり、父親でもあるように、毎日、全力で愛しているのです。
- 強制認知の法的手続きは煩雑で、法曹を頼らなければ難しいことも多く、法の下での平等は守られていない。事実上、子どもの権利を訴えられるのは監護者以外におらず、養育の負担に加えて認知請求から養育費請求まで本人で行うことには無理があり、現実的でない。現状の司法は子ども的人格を一個人として、一市民として、大人と同等に守っていない。母親の子を思う愛情を搾取して成り立つ法制度には改革が必要。

調査からみられること

- 未婚（非婚）の出産によるひとり親の意見は一様ではないが、認知後の共同親権を望む人と望まない人がいる。
- 認知の手続きについて母親の同意がないことについては問題とを感じる意見があった
- 認知したあと法定養育費が決まる仕組みについては、その制度により、認知を避ける傾向が出てくる可能性もある。
- 苦勞して強制認知の手続きをした人もいる。
- DV被害、ストーカー被害などが見受けられ、一方的な認知と共同親権を認めた場合、被害の拡大の可能性があるのでないか
- 未婚（非婚）の出産によるひとり親には、知識の周知とともに、法的手続きについての支援が手厚く必要である。